

盛岡広域振興局長告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安代土地改良区（八幡平市）から役員住所の変更について次のとおり届出があった。

令和5年3月22日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	藤村 勇三	八幡平市赤坂田249番地 1	八幡平市赤坂田254番地 3